

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

大阪府・兵庫県の産業別最低賃金

～ 産業別最低賃金の改定状況 ～



産業別	大阪府		兵庫県	
	時間額(円)	発行年月日	時間額(円)	発行年月日
繊維工業	—	—	審議中(762)	
塗料製造業	870(861)	H25.10.31	884(877)	H25.12.1
鉄鋼業	865(856)	H25.11.2	866(857)	*H25.12.1
はん用機械器具製造業、生産用 機械器具製造業、業務用機械 器具製造業	850(842)	H25.10.31	847(840)	*H25.12.1
暖房装置・配管工事用付属品、 金属線製品製造業、船舶製造・ 修理業、船用機関製造業	850(842)	H25.10.31	—	—
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械 器具製造業	827(820)	H25.11.9	810(804)	H25.12.1
輸送用機械器具製造業	—	—	882(876)	*H25.12.1
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業	—	—	812(805)	*H25.12.1
各種商品小売業	—	—	781(775)	H25.12.1
自動車小売業	838(829)	*H25.11.30	824(820)	H25.12.1
自動車・同付属品製造業	848(839)	*H25.11.30	—	—
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	826(816)	*H25.12.1	—	—

★表中の()内は改定前の金額、*印の欄については、公示前のH25.10.28現在での予定ですので、変更されることがあります。

★産業別最低賃金が決定されていない業種や職種は、地域別最低賃金の対象となります。
大阪府最低賃金は819円、兵庫県最低賃金は761円です。